

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

茨城国民年金 事案 1127

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年8月まで

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和43年6月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、現在まで未納なく納付してきた。

このため、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金に加入した以降、保険料を全て納付している。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料について現年度納付している事実が確認できることから、時効未到来であった申立期間の保険料のみが未納であったとは考え難い。

さらに、年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在するはずの国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在せず、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金については、父が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付し、その後の保険料は、両親の分と合わせて納税組合を通じて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入後、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日と前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 47 年 2 月 24 日から同年同月 28 日の間であると考えられることから、現年度納付が可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで、厚生年金保険加入期間を除き、保険料を全て納付しており、申立人の母も、36 年 4 月から 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失するまで、保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年9月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

昭和47年7月21日にA銀行で申立期間の3か月分の保険料(1,650円)を納付したことを証明する領収証書が手元にある。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人から提出された領収証書により、昭和47年7月21日に同年7月から同年9月までの国民年金保険料(1,650円)を納付していることが確認できるが、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、47年7月1日に同資格を喪失したとして、当該期間の保険料が還付されている(還付年月日は不明)。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、昭和47年7月から同年9月までの欄の納付済の記録が「不用」と訂正されていることが確認できる。

一方、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和47年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、申立期間については、本来、国民年金の強制加入被保険者期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側による事務処理の瑕疵^{かし}があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月1日から43年8月1日まで
② 昭和44年11月1日から45年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社に勤務していた期間のうち、昭和42年8月1日から43年8月1日までの期間及びA社に勤務していた期間のうち、44年11月1日から45年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和44年11月頃、B社は、A社に社名が変わったことは記憶しているものの、業務形態に変更は無かったほか、事業所所在地も同じであった。

結婚退職するまで、同じ勤務場所にて同じ仕事をしていたことは間違いないので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和43年8月1日にB社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年11月1日に同資格を喪失してから、45年9月1日にA社における被保険者資格を取得するまでの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

一方、申立人が名前を挙げた同僚（以下「同僚C」という。）に照会したところ、申立人は、B社に入社した後、A社を退職するまで、継続して勤務していた旨のほか、B社とA社の所在地は同一であり、自身及び申立人は、勤務場所が変わることはなく、申立期間中、A社に勤務していた旨の証言が得られた。

また、同僚Cから、自身及び申立人は、勤務期間を通してD職として勤務しており、申立期間においても勤務内容に変更は無かった旨のほか、給与から申立期間に係る社会保険料として、厚生年金保険、健康保険、雇用保険等

の保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

さらに、同僚Cは、入社後に、健康保険証を事業所に返したことは無いとしている。

加えて、登記簿目録により、A社は、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和44年11月1日に設立したことが確認できる。オンライン記録では、その時点において同社における被保険者資格を有していた者は申立人を含め7人いることが確認できるとともに、全員が45年9月1日に新規適用となったA社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、労働局に照会したところ、事業所は不明であるものの、E市区町村及びF市区町村内の事業所において、上記7人のうち、申立人について、昭和43年8月1日から45年10月26日までの期間、継続して雇用保険に加入していたことが確認できる旨のほか、4人について、申立人と同様、43年8月1日からそれぞれ会社を退職するまでの期間、継続して雇用保険に加入していたことが確認できる旨の回答が得られた。

これらのことから、A社には、申立期間において、適用事業所の要件を満たす5人以上の従業員が在籍していたものと判断される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されているものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係るオンライン記録における昭和45年9月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人がB社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人及び同僚Cが名前を挙げた者10人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、うち6人が、申立人同様、申立期間に被保険者資格を有していないことが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿に記載されている事業主は、既に他界又は連絡先不明のため、当時の状況について照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月7日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成17年12月31日から18年1月7日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、平成18年1月6日まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証(写し)により、申立人は、平成17年7月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、18年1月6日に離職していることが確認できるとともに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から給与が支払われていること及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる給与支給総額及び保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のうち、平成5年1月から同年7月までの標準報酬月額を34万円に、同年8月から6年9月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月5日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から8年10月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年1月から8年9月までの期間の標準報酬月額が、実際の給与額と大幅に相違していることが判明した。

当時の給与支給額が確認できる給与明細書の写しを提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、平成5年1月から同年7月までの期間は34万円、同年8月以降は41万円となっていたところ、6年4月20日付けで、申立人を含む43人について、5年8月1日の随時改定（標準報酬月額41万円）を遡及して取り消した上、6年4月21日付けで、5年1月5日に遡及して、同年1月から同年7月までの標準報酬月額を26万円に訂正しており、当該標準報酬月額が6年9月まで継続していることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成5年1月分から6年9月分までの給与明細書により、申立期間の給与は、それぞれ訂正前の標準報酬月額に相当する

額であることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成5年1月から同年7月までは34万円、同年8月から6年9月までは41万円となっており、当該記録は訂正前のオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間当時の標準報酬月額の取扱いについて、A社は、資料を既に処分しているほか、当時の社会保険の担当者や社員も既に退職していることから不明としているが、当委員会のほかに、本件と同様の申立事案として、年金記録確認C地方第三者委員会に同社に係る事案が申し立てられているところ、当該事案の調査に対し、当時の事業主は、上記の平成6年4月20日付け及び同年4月21日付けの訂正処理について、6年頃、厚生年金保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の担当職員に相談し、助言を受けて手続を行ったと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年1月から同年7月までの標準報酬月額を34万円に、同年8月から6年9月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は26万円と記録されているところ、当該処理について遡及訂正との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、オンライン記録を超える給与が支給されていること、及びオンライン記録を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を設定することとなる。したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成9年6月から10年1月までは32万円、同年2月から同年9月までは34万円に、それぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成9年6月1日から10年10月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成7年10月1日から8年10月1日までの期間及び9年6月1日から10年10月1日までの期間について、標準報酬月額が手元の給与支給明細書の給与支給額と大きく相違していることが判明した。

このため、両申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、平成7年12月7日付けで、同年10月1日に遡及して訂正され、14万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から提出された、平成7年10月分から8年9月分までの給与支給明細書により、各月の給与支給額は、訂正前の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、申立期間当時、A社は経営不振に陥っており、給与の遅配もあった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 32 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された平成 9 年 6 月分から 10 年 9 月分までの給与支給明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額に対応する保険料額(平成 9 年 6 月分から 10 年 1 月分までは 32 万円相当、10 年 2 月分から同年 9 月分までは 34 万円相当)が控除され、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与(34 万円相当)を受けていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 131 号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる控除額から、平成 9 年 6 月から 10 年 1 月までは 32 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、当時の事業主及び社会保険担当者とされる者に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を9万8,000円に、同年8月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月1日から同年9月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和51年4月1日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

手元の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び申立人の健康診断結果並びにA社及び当時の同僚の回答から、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたと認められるとともに、給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和51年4月から同年7月までについては9万8,000円に、同年8月については7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月7日から同年3月1日まで
年金事務所に照会したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和44年2月7日から同年3月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

上記期間にA社B事業所に勤務していたことは間違いのないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人が、申立期間において、同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社から、申立期間における社会保険の取扱いについて、事業所ごとに加入し、各事業所が届出事務等を行っていたが、給与計算及び社会保険料控除については、本部にて一括して行っていた旨のほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和44年1月の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社はこれを確認できる関連資料が無いため、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断をせざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月31日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和39年5月31日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和36年4月1日に入社してから退社するまで、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和36年4月1日、離職日が平成13年3月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された「社員名簿」及び申立人から提出された同社発行の「社員カード」によると、申立人は、昭和36年4月1日に同社B支店に入社後、39年5月25日付けで同社同支店から同社C支店に異動していることが確認できる。

このことについて、A社に照会したところ、当時、月の途中で異動の発令があった場合、当該月の給与を支給した支店において、当該月の厚生年金保険料を控除し、資格喪失日を翌月1日として資格喪失に係る届出を行っていたことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を同社B支店において控除されていたものの、当時の事務担当者の誤りにより、資格喪失日を昭和39年6月1日ではなく同年5月31日として届出されたものと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社（B支店）に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和39年4月の標準報酬月額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和39年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社における標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成2年7月1日以降の標準報酬月額が、当時の給与額と相違していることが判明した。このうち、平成3年10月1日以降については前回の申立てにおいて調査済みであるため、今回、2年7月1日から3年10月1日までの期間について、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間において、オンライン記録（41万円ないし47万円）及び申立期間当時の標準報酬月額最高等級である53万円を超える給与を支給されていたことが認められるとともに、標準報酬月額53万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に清算終了している上、申立期間当時の代表者から回答が得られなかったため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年2月28日）及び資格取得日（同年3月23日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月28日から同年3月23日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和46年2月28日から同年3月23日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社B支店には継続して勤務しており、給与支給明細書により申立期間の保険料が引かれていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年2月28日に同被保険者資格を喪失後、再度、同年3月23日に同社において被保険者資格を取得しており、同年2月28日から同年3月23日までの申立期間の被保険者記録が無い。

一方、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社B支店において、昭和35年3月17日に資格を取得し、平成16年8月31日に同社を離職していることが確認できる。

また、申立人から提出された給与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、C健康保険組合に照会したところ、申立人は、昭和35年4月1日に資格を取得し、平成16年9月1日に資格を喪失している旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの

と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 46 年 2 月の給与支給明細書の保険料控除額から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月29日から同年10月10日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務している期間のうち、昭和48年9月29日から同年10月10日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和46年4月1日にA社に入社して以降、途中で退社や休職もしたことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、昭和46年4月1日にA社において雇用保険被保険者資格を取得してから現在まで継続して雇用保険に加入している旨の回答が得られた。

また、A社から提出された「在職期間証明書」及び「個人台帳」により、申立人が、昭和46年4月1日に入社してから現在まで継続して勤務していることが確認できるほか、当該提出資料のうち「個人台帳」により、申立人は48年10月1日付けでA社B出張所から同社C営業所に異動していることが確認できる。

さらに、A社の人事部担当者から、申立人は、入社以来、転勤を繰り返しているが、継続して勤務しており、社会保険料も継続して控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

加えて、A社は、申立人のA社B出張所における資格喪失日が昭和48年9月29日となっていることについて、転勤の際の事務ミスと考えられるとし、申立期間の社会保険料を給与から控除していたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B出張所における申立人の昭和48年8月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和48年9月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日は昭和36年5月1日、資格喪失日は同年9月26日であると認められることから、申立期間①に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人の、A社における資格取得日は昭和37年5月4日、資格喪失日は同年10月11日であると認められることから、申立期間②に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年5月1日から同年9月26日まで
② 昭和37年5月4日から同年10月11日まで

年金事務所に船員保険加入記録を照会したところ、A社所有のB船舶に乗船していた昭和36年5月1日から同年9月26日までの期間及び37年5月4日から同年10月11日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。手元の船員手帳で乗船が確認できるので、両申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳により、申立人が、申立期間①当時、事業部員としてC社所有のD船舶（昭和36年5月6日から同年5月30日まで）及びA社所有のB船舶（同年5月30日から同年9月25日まで）に乗船していたことのほか、D船舶からB船舶へは、洋上で転船した旨の記載が確認できる。

また、A社の船員保険被保険者名簿により、申立人を含む16人の事業部員について、昭和36年5月1日に被保険者資格を取得したが、後にその取得が取り消されている記録が確認できる。当該記録によれば、16人全員について、「37.4.1」のゴム印が押されていることが確認できることから、資格取消は、同日以後に行われたものと考えられるが、当該取消処理については、処理日や取消理由等の記載が無く、いつこのような処理が行われたかは

不明である。

さらに、上記資格が取り消されている 16 人のうち、2 人について、別の被保険者番号で再度昭和 36 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したが、やはり資格取得が取り消されている記録が確認でき、うち 1 人（*番）については、「*番と重複のため取得取消」とする旨の記載が確認できるが、*番については、上記 16 人の資格取消者に含まれている。

加えて、上記資格が取り消されている 16 人のうち、1 人（*番）については、名簿上では被保険者資格が取り消されているものの、オンライン記録では資格記録が存在している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人等に係る年金記録の管理及び処理が適切に行われていなかったものと推認できることから、事業主は、申立人が A 社において、昭和 36 年 5 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立人の被保険者資格喪失日については、上記被保険者名簿の記録から確認できないが、申立人から提出された船員手帳により確認できる雇止年月日の翌日である、昭和 36 年 9 月 26 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①において、事業部員として船員保険加入記録が存在する同僚の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人が、昭和 37 年 5 月 4 日から同年 10 月 10 日までの期間、事業部員として A 社所有の B 船舶に乗船していたことが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳により、申立人が A 社において、昭和 37 年 5 月 4 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の被保険者資格喪失日については、当該被保険者台帳の記録では確認できないが、申立人から提出された船員手帳の記録により確認できる雇止年月日の翌日である、昭和 37 年 10 月 11 日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①及び上記訂正後の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年6月及び同年8月は36万円、同年12月は41万円、4年7月は47万円、同年8月は44万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は34万円、5年3月及び同年5月は34万円、同年8月は32万円、同年10月は36万円、同年12月は41万円、6年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年7月及び同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は34万円、7年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は34万円、8年1月は30万円、同年3月は34万円、同年7月は38万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、9年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円、10年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間③について、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年8月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月10日から10年4月1日まで

② 平成10年4月1日から同年7月13日まで

③ 平成10年7月13日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成3年6月10日から10年7月13日までの期間の標準報酬月額が、受け取った給与の金額と大きく相違している旨の回答を受けた。このため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

また、平成10年7月13日以降も継続して勤務しており、10年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていた。このため、申立期間③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、平成10年7月13日付けで、同年4月1日に遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に照会したところ、給与計算や社会保険関係等の担当は代表者が行っており、標準報酬月額の引下げを社会保険事務所の職員の指導のもとに行った旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間①及び②について、申立人から提出された給与明細書(平成3年6月分から10年6月分まで)により、85月のうち57月の給与から控除されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額(申立期間②については、上記訂正後の標準報酬月額。以下同じ。)より高い額に対応する額であることが確認できるほか、同記録上の標準報酬月額より高い額の給与を受けていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」と言う。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び上記訂正後の申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、平成3年6月及び同年8月は36万円、同年12月は41万円、4年7月は47万円、同年8月は44万円、同年10月は30万円、同年11月

及び同年12月は34万円、5年3月及び同年5月は34万円、同年8月は32万円、同年10月は36万円、同年12月は41万円、6年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年7月及び同年10月は36万円、同年11月及び同年12月は34万円、7年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は32万円、同年11月は28万円、同年12月は34万円、8年1月は30万円、同年3月は34万円、同年7月は38万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は26万円、9年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月は36万円、同年6月及び同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月は38万円、10年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は36万円、同年4月は32万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、85月のうち、上記57月を除く28月については、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は平成10年7月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社は申立期間において、法人事業所であり、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

したがって、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年8月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月15日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年6月15日から同年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和53年7月分及び同年8月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の申立人のA社B工場における標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和38年10月1日から39年8月1日までの期間の標準報酬月額が1万円であるとの回答を受けた。しかし、給与明細書でも分かるとおり、少ないときでも1万4,226円の給与を受け取っていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B工場の給与明細書により、申立期間の給与支給額は、少ない時で1万4,226円、多い時で2万961円となっており、オンライン記録（1万円）を超える給与が支給されていることが確認できるとともに、標準報酬月額1万4,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、B市区町村の店舗からC都道府県の店舗へ異動した際の昭和41年7月31日から同年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和38年5月21日に入社してから47年10月に退職するまで、異動はあったが途中で退職をしたことは無く、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の社員台帳と思われる書類及び同社の回答から、申立期間において、申立人は、A社に勤務し、A社（B市区町村の店舗）における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和41年6月の標準報酬月額から、2万4,000円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる関連資料が無いため不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和41年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険

事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。
申立期間については、平成5年3月末に退職後、すぐに国民年金に加入し、A市区町村役場において、保険料を一括納付したはずである。
このため、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月末に勤務先を退職後、すぐに国民年金に加入し、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、6年9月9日以降であると考えられることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、申立期間直後の平成6年4月1日であることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付したことはないと主張している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和36年4月から45年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、昭和36年4月頃に、A市区町村役場において国民年金に加入し、継続して保険料を納付していた。

昭和47年9月にB市区町村において飲食店を開業後、48年及び49年の保険料が未納であると知らされたため、50年10月に、当該未納期間の保険料1万800円を一括納付しており、それ以外の期間は全て保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月頃に、A市区町村役場において国民年金に加入し、継続して保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人に係る国民年金被保険者名簿の国民年金手帳送付日（昭和50年4月15日）の記録から、昭和50年3月7日から同年4月15日の間であると考えられることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立期間①は108か月と長期間に及んでおり、期間途中で転居の事実があることから、その全ての期間において、行政側の^{かし}瑕疵により納付記録が消滅したとは考え難い。

さらに、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1132 (事案 998 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年3月まで

平成21年8月に、社会保険事務所(当時)を通じて年金記録確認A地方第三者委員会へ納付記録の訂正の申立てを行ったところ、申立期間のうち、昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとの回答を得た。

申立期間については、私が20歳になった時から、父が、B市区町村役場において保険料を継続して納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和45年7月1日以降であると考えられ、申立期間について、申立人の父が、20歳から継続して保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められるとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てに係る当委員会の決定に納得できないと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から54年2月まで

年金事務所に照会したところ、昭和54年3月から国民年金に加入したところになっているが、46年3月に、3歳になる娘を連れて、当時木造であったA市区町村役場に行って加入手続きを行い、申立期間の保険料についてはB銀行C支店で納付期限ごとに納付したはずである。

このため、申立期間について未納の記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年にA市区町村役場において国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号が、社会保険事務所（当時）からA市区町村に払い出された時期は、54年3月2日であることが、払出簿により確認できることから、申立内容は矛盾している。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和54年3月20日に任意で国民年金被保険者資格を取得し、同時に付加年金に加入している記載があり、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿の記録と全て一致しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 2 日から 39 年 3 月 28 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 10 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社、B社及びC社に勤務していた申立期間について、昭和 43 年 5 月 28 日に脱退手当金が支給済みとなっており、同期間に係る厚生年金保険を受給できないことが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るC社における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認でき、また、オンライン記録では、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和43年5月28日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時の事業主は既に他界している上、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先不明のため、その当時の具体的な情報は得られない。

さらに申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から 44 年 7 月まで
② 昭和 45 年 8 月から 47 年 7 月まで

年金事務所で標準報酬月額を確認したところ、昭和 43 年 6 月から 44 年 7 月までの期間及び 45 年 8 月から 47 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、実際の額と大幅に相違していることが判明した。

私は、昭和 42 年 6 月頃に A 社から B 社へ出向し、46 年 12 月に A 社へ戻った。

当時の給与支給額が確認できる職員名簿の写しと給与明細書の写しを提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月の給与明細書が提出されているが、当該明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書が保管されていない期間について、B 社に照会したところ、申立人の申立期間における保険料の控除及び納付に関する資料が残存していないため、標準報酬月額の取扱いについて不明である

旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含む5人に照会したものの、申立期間における標準報酬月額の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間を含む、昭和42年6月から46年11月までの期間、C都道府県に赴任していたとしているところ、申立人が名前を挙げた同僚4人及び同僚が名前を挙げた同僚3人の計7人のうち、6人がC都道府県に赴任しており、申立人と同様、赴任期間及びその前後の期間において標準報酬月額が低額となっていることが確認できる。

このほか、被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 10 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 10 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 12 月 1 日までの期間、A社B工場に勤務していたことは間違いないので、同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B工場に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚6人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの2人から、申立期間当時、同社では、試用期間があった旨の証言が得られ、事実、両者の資格取得日は、両者が証言する入社日より10か月ないし16か月遅れていることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 16 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 12 年 8 月 1 日から 16 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円である旨の回答を受けた。

しかし、申立期間当時の給与明細書を持っており、給与総支給額と大きく異なることが確認できるので、両申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、平成 13 年 3 月 8 日付けで、12 年 8 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、平成 12 年 5 月 25 日から 18 年 2 月 28 日までの期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主に照会したところ、当時、A社には多額の社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に出向き、滞納保険料の処理方法について相談し、担当職員から指導を受け、事業を存続させるため、数名の幹部職員については標準報酬月額を大幅に減額しながらも被保険者として残し、他の従業員については被保険者資格を喪失させた上で正社員扱いからパートに切り替えた旨の回答が得られた。

さらに、A社に係る滞納処分票に申立人の名前が記載されていることが確認できることから、申立人は同社の社会保険料の滞納について承知しており、その処理のために標準報酬月額を引き下げることについても了解をしていたものと推認できる。

加えて、申立人と同様、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正処理されている同僚4人に照会したところ、3人から回答が得られ、申立人は経営に関する決定権を有していた旨のほか、当時、事業主と取締役であった申立人が、同社の経営状態、社会保険料の滞納の処理方法等について従業員に説明を行っていた旨の証言が得られたことから、事業主と申立人は、相談の上、申立人を含む幹部職員数名の標準報酬月額を遡って引き下げる届出を行うことで保険料の滞納を解消したものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無く、事務処理上の不自然さは見られない。

また、A社の当時の事業主に照会したところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、実際に支給していた給与額に対し低い額（9万8,000円）で社会保険事務所に届出を行っていた旨のほか、このことについて申立人は承知していた旨の回答が得られた。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されており、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できるとともに、申立人は、前述のとおり、申立期間に同社の事業主と相談し、保険料の滞納額の処理をしていることから、申立人が申立てに係る届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、B氏の紹介で入社し、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは複数の同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、連絡先の判明した3人及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した3人の計6人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうち2人（申立人が名前を挙げた者）から、申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、正確な勤務期間や厚生年金保険の加入については分からない旨の証言が得られた。

さらに、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社B営業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚7人全員の名前が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、上記同僚に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人の勤務の有無についての具体的な証言は得られなかったほか、そのうちの1人から、当時は3か月の見習期間があり、それ以上の期間、様子が見られる場合もあった旨の証言が得られた。

また、A社に照会したところ、同社が保管する従業員の管理簿には、申立人の名前は無く、申立人の勤務は確認できない旨のほか、当時は3か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていたことから、厚生年金保険の加入記録の無い申立人について、1年間加入させていなかったということであれば、すぐ辞める可能性があった等の何らかの事情があり、加入させなかったものと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 21 日から 57 年 8 月 17 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 55 年 7 月 21 日から 57 年 8 月 17 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 55 年 7 月 21 日ごろ、A社から、同社が経営していたB社C店に転勤を命じられ、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和 52 年 3 月 30 日に雇用保険被保険者資格を取得し、55 年 7 月 20 日に離職しているとの回答が得られた。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の書類は火災により焼失しているため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関しては、確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者 8 人の計 12 人に照会したところ、回答が得られた 5 人のうち 1 人から、申立人はB社C店に勤務していたものの、昭和 56 年 8 月頃には、既に退職していた旨の証言が得られた。

加えて、上記回答が得られた 5 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 55 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証を同年 7 月 25 日に返納していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 33 年 5 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 10 月から 33 年 5 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人がA社においてB職として勤務していたことは、同僚の証言からうかがえる。

一方、申立期間当時、A社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、閉鎖登記簿謄本に記載されている申立期間当時の代表取締役及び取締役は既に他界又は連絡先不明であり、当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚4人のうち、2人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できないことから、申立期間において、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したことは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 21 日まで
② 平成 2 年 1 月 21 日から 7 年 7 月 20 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 56 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 21 日までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務していた同年 1 月 21 日から 7 年 7 月 20 日までの期間について、私の記憶する給与と標準報酬月額が相違することが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D年金基金から提出された「厚生年金基金給付計算書」によると、申立期間における各定時決定時及び各随時改定時の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等は残存しないため、申立人の申立期間における標準報酬月額を確認することはできない旨の回答が得られた。

さらに、申立人から提出された昭和 63 年 3 月分の給与内訳書では、社会保険料として、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額 2 万 5,623 円が控除されていることが確認できるところ、A社から、当時、厚生年金保険料の保険料率は 46/1,000 であり、当該社会保険料合計額 2 万 5,623 円のうち、厚生年金保険料は 1 万 4,720 円である旨の回答が得られた。

加えて、上記厚生年金保険料 1 万 4,720 円に対応する標準報酬月額は 32 万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、B社から提出された「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写）によると、申立期間における各定時決定時の標準

報酬月額、全てオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、B社から提出された申立人に係る「給与台帳」によると、給与支給額に対応する標準報酬月額または、実際に控除されている保険料に対応する標準報酬月額のいずれか低い金額が、申立期間において、オンライン記録における標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から 58 年 7 月 31 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B支社に勤務していた昭和 54 年 2 月 1 日から 58 年 7 月 31 日までの期間について、私が記憶している給与支給月額と比較して低額である旨の回答を受けた。
私が所持している給与明細書 8 か月分により、給与支給月額が確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された、A社における給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月及び同年 8 月は 8 万円、56 年 11 月から 57 年 4 月までは 30 万円であり、申立人の厚生年金保険被保険者原票上の標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月及び同年 10 月、57 年 5 月から 58 年 6 月までの期間について、A社から提出された、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」に記載されている保険料控除額は、申立人の厚生年金保険被保険者原票上の標準報酬月額に見合う金額と一致していることが確認できる。

さらに、A社からは、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無いため、申立期間全体に係る詳細な給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない旨の回答が得られた。

加えて、申立期間当時、A社B支社において被保険者資格を有していた4人（申立人が名前を挙げた同僚2人を含む。）に照会したところ、全員から回答があり、うち1人から毎月の給与は成績に応じて激しい変動があったが、自身の標準報酬月額については間違いないと思う旨の証言が得られた。

このほか、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、遡って訂正処理が行われた等、不自然な事務処理が行われた形跡は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。